平成２５年（フ）第７４９６号
東京都杉並区上高井戸３丁目１―38―202
債務者　石島　直和
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５２５号
東京都墨田区立花３丁目16―１―401
債務者　村井　祐子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５７１号
東京都新宿区中落合３丁目16―９―201
債務者　平田　　豪
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５７２号
東京都足立区西伊興４丁目２―17―202
債務者　佐藤真由美（旧姓長森）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５９９号
東京都世田谷区南烏山２丁目１―20―301
債務者　伊藤　　猛
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６１１号
神奈川県相模原市中央区上溝４丁目４―４
債務者　吉川　明子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６１２号
東京都葛飾区亀有４丁目17番14号
債務者　佐藤　佳代（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６２３号
東京都大田区鵜の木３丁目35―10
債務者　龍池　治代
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６２４号
東京都新宿区原町３丁目５―204
債務者　佐々木　悟
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６２８号
神奈川県川崎市中原区小杉陣屋町１丁目12―１―102
債務者　栗原　隆一
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６２９号
千葉県木更津市請西南５丁目23―７―102
債務者　甲斐　徹也
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６３３号
東京都墨田区文花２丁目11―13
債務者　宮副　孝好
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６４６号
東京都大田区西蒲田１丁目４―８
債務者　馬淵　園子（旧姓平尾）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６４７号
東京都葛飾区金町３丁目30―９
債務者　永井　　藍（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６４８号
東京都墨田区向島３丁目７―１―203
債務者　渡辺　　恵（旧姓並木）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６５１号
東京都世田谷区代田３丁目15―15―102
債務者　金尾　文子（旧姓内田・橋本）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部